



平成 27 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 三菱重工業株式会社  
代 表 者 取締役社長 宮永 俊一  
(コード番号 7011)  
上 場 取 引 所 東 名 福 札  
問 合 せ 責 任 者 グループ戦略推進室  
広 報 部 長 齊 藤 啓 介  
(TEL03-6716-3111)

(開示事項の経過) 当社に対する仲裁申立に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 17 日付「当社に対する仲裁申立に関するお知らせ」にて、米国サザンカリフォルニアエジソン社（以下「SCE」といいます）サンオノフレ原子力発電所（San Onofre Nuclear Generating Station、以下「SONGS」（注 1））といっています）の取替用蒸気発生器（Replacement Steam Generator）供給契約（以下「本件契約」といいます）上の紛争解決手続きに基づき、SCE 及び同社の 100%小会社である Edison Material Supply LLC（以下「EMS」といいます）からの、当社と Mitsubishi Nuclear Energy System, Inc.（注 2）（以下両社を合わせて「当社」といいます）に対する仲裁（以下「本件仲裁」といいます）の申立についてお知らせしました。

本件仲裁において、SCE ら申立人 4 社（注 3 参照、以下「SCE ら」といいます）は、本件契約の保証義務違反等に基づき、当社に対して、請求額を 40 億米ドル以上とする損害賠償を求めておりましたが、このたび、平成 27 年 7 月 27 日付（米国時間）で、SCE らが、当社への正式な請求の根拠となる証拠書類を、本件仲裁機関である国際商業会議所（International Chamber of Commerce、以下「ICC」といいます）に提出し、当社に対する請求額が 75.7 億米ドル（1 ドル＝123 円換算で、約 9,300 億円）となる見通しであることが判明しましたので、お知らせいたします。

従来からお知らせしておりますとおり、SCE らの請求は、交渉の経緯、契約履行の事実を正確に反映していない不適切な内容であり、根拠のないものです。当社は、仲裁手続きを通じて、関連する事実、並びに根拠となる法令を正確に説明することによって相手方当事者の主張および要求が不当であることを主張しており、今後も当社の立場を一貫した態度で継続して主張してまいります。

また、SCE が米国証券取引委員会に提出したレポートに記載されているとおり、本件契約上の当社の責任上限は約 1 億 3,700 万米ドルであり、代替燃料コストを含め間接損害は排除されています。前述の本件契約上の責任上限及び当社が本件契約を適切に履行してきたこと等を踏まえ、現時点で当社業績への影響はないと考えております。

本件に関して今後新たに開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

- 注1. SONGS は、SCE が 78.2%、San Diego Gas & Electric Company（以下「SDG&E」といいます）が 20%、City of Riverside（以下「COR」といいます）が 1.8%の比率で共同所有しております。
- 注2. Mitsubishi Nuclear Energy System, Inc.は、当社の 100%子会社であり当社原子力事業の米国拠点です。
- 注3. 平成 26 年 7 月 22 日付「（開示事項の経過）当社に対する仲裁申立に関するお知らせ」にて、SDG&E 及び COR の本件仲裁への参加が平成 26 年 6 月 16 日付で ICC により承認された旨、また、平成 26 年 8 月 1 日付「（開示事項の経過）当社に対する仲裁申立に関するお知らせ」にて、SDG&E 及び COR の請求額は、SONGS の持分比率に基づくもので、請求額 40 億米ドル以上の内数である旨、開示しております。

以 上